

田布施町まちづくり推進協議会備品管理規程

(目的)

第1条 この規程は、田布施町まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の有する備品の管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(備品)

第2条 この規程により協議会が貸し出す備品は、備品台帳に定めるものとする。

(貸出対象)

第3条 備品は、次の各号の一に該当する場合に貸し出すものとする。

(1) 田布施町内に所在するコミュニティ団体等の各種団体及び事業所が地域ごとの特色あるイベントの開催及び地域ふれあい活動を行うとき。

(2) 前号に定めるもののほか会長が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、営利又は政治的若しくは宗教的な活動を主として行うものと認められる場合、又は他の者に転貸するおそれがあると認められる場合は、貸し出ししない。

(貸出申請)

第4条 備品の貸出を希望するものは、備品貸出申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

(貸出の決定)

第5条 会長は、前条に基づく申請があったときは、速やかに貸出の可否を決定するものとする。

(使用料)

第6条 備品の使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第7条 備品の使用者（以下「使用者」という。）は、当該備品を滅失、亡失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、責任をもって備品を使用するものとし、備品の使用により損害を被った場合も協議会にその賠償を請求できない。

3 使用者は、備品の使用により第三者に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返却等)

第8条 使用者は、備品を借受時の状態で遅滞なく返却しなければならない。

2 使用者は、備品に不具合を生じさせ、又は発見した場合は、速やかに連絡しなければならない。

(保管場所)

第9条 備品の保管場所は、次のとおりとする。

保 管 場 所	位 置
お試し暮らし住宅「おいでえ」倉庫	田布施町大字麻郷1278番地
南すおう農協麻郷支所横倉庫	田布施町大字麻郷1515番地2

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか備品の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年11月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

まちづくり推進協議会 備品貸出申請書

田布施町まちづくり推進協議会会長 様

住 所	田布施町
団体・事業所名	
代表者氏名	
連絡先	TEL 担当者名 ()

下記の活動を行うにつき備品の貸出を受けたいので、田布施町まちづくり推進協議会備品管理規程第4条の規定により申請します。

なお、備品の使用については、下記の使用条件を遵守することを誓約します。

記

活動の名称 (イベント名等)	
開催場所	田布施町 ※町外の場合は、その理由。 () 例：団体・事業所が町内に所在している。
活動の目的・内容	
貸出希望備品	
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用条件	<ul style="list-style-type: none">・ 営利又は政治的若しくは宗教的活動に使用しないこと。・ 備品を他の者に転貸しないこと。・ 備品を滅失、亡失又は毀損したときは、速やかに連絡し、その損害を賠償すること。・ 責任をもって備品を使用し、備品の使用により申請者自身に生じた損害及び第三者に生じさせた損害は、すべて申請者が負担すること。・ 備品は遅滞なく返却すること。